

第5章 良好な景観形成に関するその他方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

西原町らしい良好な景観づくりを推進するには、地域に残っている魅力ある景観資源を積極的に活用することが重要です。なかでも、地域のシンボルとなるような歴史的な建造物や町民から親しまれている建造物・樹木等を維持・保全し、活用していくことは、町民の景観に対する意識啓発を促します。

景観重要建造物及び景観重要樹木は景観行政団体の長が指定し、所有者等には適切な管理が義務付けされます。現状の変更に関しては景観行政団体の長の許可が必要になり、景観行政団体及び景観整備機構と所有者が締結する管理協定により景観を維持します。

本町においては、次に示す項目に該当する建造物・樹木について、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

- ・歴史的、文化的価値を持つ建造物・樹木
- ・周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物・樹木
- ・町民に親しまれ、地域の景観形成に取り組む上で重要となる建造物・樹木

本町における景観重要建造物又は景観重要樹木のイメージは次のようなものです。



棚原のアカギ



内間御殿のフクギ



内間御殿のサワフジ



幸地のガジュマル

2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本町では、国道 329 号をはじめ幹線道路沿線における屋外広告物の乱立が景観の阻害要素となっています。また、新たに整備が進む小波津川沿川の地域を新たな西原町の顔とするためには、屋外広告物の規制誘導が必要であり、これらの地区を含め、その表示又は掲示物件の設置に関する行為の制限を検討します。屋外広告物表示等にあたっては、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき、地域の景観との調和が図れるよう誘導していきます。また、景観形成重点地区の指定など、地域特性に応じた誘導指針の策定等、きめ細やかなルールづくりを検討します。



国道 329 号



国道 329 号の屋外広告物

3. 景観重要公共施設の指定に関する事項

良好な景観づくりを推進するためには、行政が先導的役割を果たすことが必要となります。そのため、景観形成上、特に重要な公共施設(道路・公園・河川等)について、関係行政機関・管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定して景観整備を進めます。

(1) 景観重要公共施設

- ・小波津川南線および小波津屋部線（下記の赤点線の範囲内）



景観重要公共施設の景観上必要な整備に関する事項

1) 小波津川南線及び小波津屋部線

【道路】

- ・小波津川沿川地区の主要な事項として河川空間と一体となった安全で快適な道路とする。
- ・車道部は地域住民の安全性と快適性のため車両の走行速度を抑制する設計とする。
- ・歩行者用 路側帯は地域住民の通行を承ける緩衝帯であり安全性と快適性を確保する。
- ・自転車歩行者道は、河川沿いの快適で安全な遊歩道とする。

【橋梁】

- ・橋詰広場を設置し、河川風景の眺望や安全・安心を見守れる拠点とする。
- ・外部からの見え方や、歩行者からの見え方に配慮し、橋梁ごとに、上・下部工や親柱や高欄、舗装等の個性ある景観デザイン検討を行う。

(2) 景観重要公共施設指定候補

1) 道路	
①国道	329号・329号与那原バイパス・(仮称)329号西原バイパス
②県道	38号線・浦添西原線・155号線・29号線・那覇北中城線・宜野湾西原線
③町道	棚原東線・上原棚原線・翁長線・翁長徳佐田線・上原千原線・上原中央線・小那覇1号線・内間小那覇線・シンボルロード(呉屋安室線)・シンボルロード(兼久安室線)・(仮称)小波津安室線・小波津川北線・兼久仲伊保線・東崎兼久線・我謝海岸線・東崎線・(仮称)与那城小橋川線



シンボルロード
(兼久安室線・呉屋安室線)



県道那覇北中城線



県道浦添西原線



国道329号与那原バイパス



国道329号



臨港道路



小波津川整備事業

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

本町における農地は、^{くさび}楔状の斜面緑地や既存の集落と一体となり、沖縄の伝統的な集落景観を形成しています。一方、多くの農地が平野部にあり国道329号側から進む市街化により失われつつあります。このような状況で、良好な景観を形成する農地については、景観と調和のとれた良好な営農環境を確保するため、隣接する市街化区域の土地利用規制を緩和するなど宅地と農地の共存を図る施策を検討します。また必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。



小那覇農地



小波津農地

5. 地域防災計画との整合に関する事項

本町の景観づくりについては、地域防災計画にある内容と整合を図る必要があります。特に本町の特殊性等を考慮した重要事項や、また地形的な特性も考慮した防災計画の各事項については、景観と安全性の両面で検討し対応する必要があります。例としては、次のような内容について柔軟かつ慎重に検討します。

- ・ 高台が少ない地域等での津波避難ビル等の確保
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じた防災対策
- ・ 土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地対策
- ・ 被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐための土砂崩壊防止対策